外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である伊藤ゆみ子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月一日

アメリカ合衆国八九一一九ネバダ州ラスベガス、ルネッサンスドライブ二二一五―B

東京都港区港南二丁目一六番三号品川グランドセントラルタワー　オフィスエックスピージャパン

日本における代表者　伊藤ゆみ子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である新庄邦彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月一日

大阪市住之江区北加賀屋五丁目六番五―五〇七号　香港友池有限公司

日本における代表者　新庄　邦彦

限定承認公告

本籍東京都葛飾区東新小岩七丁目二七番、最後の住所東京都葛飾区東新小岩七丁目二七番六号

被相続人　亡　白澤　廣海

右被相続人は平成二十四年一月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に請求の申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日

東京都葛飾区東新小岩七丁目二七番六号　相続財産管理人　白澤　佳杏

限定承認公告

本籍山形県東田川郡庄内町余目字沢田一〇三番地五、最後の住所東京都西東京市保谷町五丁目八番三号シティハイム一〇二号

被相続人　亡　舘内　榮子

右被相続人は平成二十四年二月十日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日

東京都西東京市保谷町五丁目八番三号シティハイム一〇二号　限定承認者　舘内　孝雄

限定承認公告

本籍山梨県北杜市明野町上手八九八番地、最後の住所東京都小金井市本町六丁目一三番一七号タカギビルエイト四〇一

被相続人　亡　深澤　元彦

右被相続人は平成二十四年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日

東京都小金井市前原町三丁目四〇番一号小金井スカイコーポラス五〇五号　相続財産管理人　郷原　和哉

限定承認公告

三重県四日市市日永西四丁目八番、最後の住所三重県四日市市日永西四丁目八番九号

被相続人　亡　大平　政司

右被相続人は平成二十四年二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十五日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日

三重県四日市市大字泊村一一二八番地二〇　相続財産管理人　河村　珠美

限定承認公告

本籍香川県東かがわ市三本松六八〇番地三、最後の住所香川県東かがわ市三本松六八〇番地三

被相続人　亡　福田　勉

右被相続人は平成二十三年十一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十八日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日

香川県木田郡三木町大字井上甲二五二五番地二　限定承認者　川田　晴美

限定承認公告

本籍長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触一二四六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　久田　玄二

右被相続人は平成二十三年十月十一日死亡し、その相続人は平成二十四年四月十八日長崎家庭裁判所壱岐支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日

福岡市中央区警固二丁目一二番一二号警固丸ビル二階警固法律事務所　限定承認者久田陽子　代理人弁護士　五十川　伸

吸収分割公告及び合併公告

左記甲と丙一ないし丙三は吸収分割して、丙一はドスパラの小売事業および通信販売事業、丙二は法人向けコンピュータ機器等の小売事業、丙三はコンピュータ機器等の製造事業に関する権利義務を承継し、甲はそれらを承継させることにいたしましたので公告します。

また、甲と乙は合併して、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。なお、この合併の効力発生は、甲及び丙一ないし丙三の吸収分割の効力発生を条件としております。

この吸収分割及び合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十二月二十二日

掲載頁　一八三頁（号外第二七九号）

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十二月二十二日

掲載頁　一八三頁（号外第二七九号）

(丙一) 確定した最終事業年度はありません。

(丙二) 確定した最終事業年度はありません。

(丙三) 確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年六月一日

東京都千代田区外神田二丁目一四番一〇号

(甲) 株式会社サードウェーブ

代表取締役　尾崎　健介

東京都千代田区外神田二丁目一四番一〇号

(乙) 株式会社サードウェーブホールディングス

代表取締役　尾崎　健介

東京都千代田区外神田二丁目一四番一〇号

(丙一) 株式会社ドスパラ

代表取締役　尾崎　健介

東京都千代田区外神田二丁目一四番一〇号

(丙二) 株式会社サードウェーブテクノロジーズ

代表取締役　尾崎　健介

東京都千代田区外神田二丁目一四番一〇号

(丙三) 株式会社サードウェーブデジノス

代表取締役　尾崎　健介

任意清算公告

当社は、平成二十四年四月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月一日

愛知県稲沢市七ツ寺町経蔵前三一番地五　合資会社下駄寿商店

代表社員　加藤　公士

任意清算公告

当社は、平成二十四年五月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月一日

島根県松江市浜乃木七丁目四番一七号　合資会社ナガスナ

代表社員　野津　一朗

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三二	二	一三	申立人　大八木雄一	申立人　大谷木雄一
〃	〃	一六～一七	死亡年月日平成22年10月9日	死亡年月日平成22年10月8日
〃	〃	一八	出生年月日大正13年11月3日	出生年月日大正13年10月25日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月一日付第一一九号九六

ページ●同日付政府調達第一〇三号一二〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五〇〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）